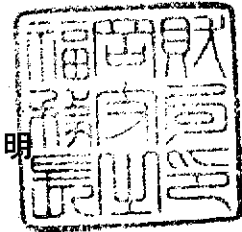


福岡財宿第235号

平成22年10月29日

長崎県建設業協会会長 殿

福岡財務支局長 有働 忠明



平成23・24年度工事及び測量等の契約にかかる競争参加者の
資格に関する説明書の掲示等について

平成23・24年度における工事及び測量等の契約にかかる競争参加者の資格に関しては、平成22年10月29日付官報「政府調達版」で公示しておりますが、別添のとおり「平成23・24年度における競争参加者の資格にかかる審査について」の説明書（写）を作成しましたので、貴団体におかれましても関係各位へ周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

また、日程等（持参又は郵送による場合）は下記のとおりとなっております。

記

1. 申請書交付

平成22年11月 1日～平成23年 1月14日
（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

2. 受付期間

平成22年12月 1日～平成23年 1月14日
（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

3. 競争参加資格の有効期間

平成23年 4月 1日～平成25年 3月31日

平成23・24年度における競争参加者の資格にかかる審査について

標記のことについては、平成22年10月29日付官報において、財務省各財務（支）局長名で公示を行っているところであるが、北九州地区（福岡・佐賀・長崎県）における取扱いを補完的に以下のとおり説明する。

平成22年10月29日

審査部局長

福岡財務支局長 有 働 忠 明

1. 申請の対象となる者

平成23・24年度において、北九州地区の財務省関係機関（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局）の一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者

2. 申請できる契約の種類等

(1) 建設工事（総合建設工事）

①土木一式工事 ②建築一式工事

(2) 建設工事（総合建設工事以外の工事）

①大工工事 ②左官工事 ③とび・土工・コンクリート工事 ④石工事 ⑤屋根工事 ⑥電気工事
⑦管工事 ⑧タイル・れんが・ブロック工事 ⑨鋼構造物工事 ⑩鉄筋工事 ⑪ほ装工事
⑫しゅんせつ工事 ⑬板金工事 ⑭ガラス工事 ⑮塗装工事 ⑯防水工事 ⑰内装仕上工事
⑱機械器具設置工事 ⑲熱絶縁工事 ⑳電気通信工事 ㉑造園工事 ㉒さく井工事 ㉓建具工事
㉔水道施設工事 ㉕消防施設工事 ㉖清掃施設工事 ㉗その他

(3) 測量・建設コンサルタント等

①測量 ②建築士事務所 ③建設コンサルタント ④地質調査 ⑤補償コンサルタント
⑥土地家屋調査 ⑦計量証明 ⑧その他

3. 競争に参加することができない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑦までに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 一般競争（指名競争）参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20

年国土交通省告示第85号をいう。)第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争(指名競争)参加資格の申請をする日の1年7月前の日以後のもの。)を受けていない者

- ⑧ ⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定値通知を受けていない者

4. 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 競争に付そうとする契約の予定価格が、次表「①」欄に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、次表「②」欄に示す等級に格付けされていることを要するものとする。
- (2) 資格審査においては、「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」第8に掲げる資格審査項目ごとに審査し、同要領別表附与数値表により得られる附与数値を使用し、同要領第9の規程に基づき各等級に格付けするものとする。

契約の種類	予定価格 ①	等級②	数値
総合建設工事	72,000万円以上	A	1,250以上
	30,000万円以上 72,000万円未満	B	1,100以上 1,250未満
	6,000万円以上 30,000万円未満	C	850以上 1,100未満
	6,000万円未満	D	850未満
総合建設工事以外の工事	1,500万円以上	A	900以上
	500万円以上 1,500万円未満	B	700以上 900未満
	500万円未満	C	700未満
測量・建設コンサルタント等	1,000万円以上	A	145以上
	350万円以上 1,000万円未満	B	85以上 145未満
	350万円未満	C	30以上 85未満

5. 持参又は郵送による申請方法

(1) 申請書類の提出

資格の審査を受けようとする者は、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」又は「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」及び次に掲げる添付書類(以下「申請書類」という。)を福岡財務支局又は管内各財務事務所・出張所に提出するものとする。

郵送による提出もできるが、書類不備等により下記(4)の期間内に受付できない場合がある。

※添付書類

A. 契約の種類：建設工事(総合建設工事及び総合建設工事以外の工事共通)

- ① 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- ② 工事経歴書
- ③ 営業所一覧表
- ④ 資格審査申請書整理カード
- ⑤ 納税証明書(申請時(証明年月日を平成22年10月15日以降とする。))における「法人税」又は「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が

発行する証明書：納税証明書（その３）又は同（その３の２）若しくは同（その３の３）をいう。）

又はその写し

なお、「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、①の書類に代えて次の⑥～⑧の書類を添付するものとする。

⑥ 経営事項審査表

⑦ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

⑧ 財務諸表類（直前２年度分）

また、下記事項に該当し申請する場合には、次の書類を併せて添付するものとする。

⑨ 建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

⑩ 適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

⑪ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

⑫ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

⑬ 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、⑤及び⑦の書類については、コピー等による写し（原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限る）でも可とする。

平成２１・２２年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の⑭～⑯の書類を合わせて添付するものとする。

⑭ 更生手続等開始の決定書の写し

⑮ 貸借対照表及び損益計算書

⑯ 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

B. 契約の種類：測量・建設コンサルタント等

① 測量等実績調書

② 技術者経歴書

③ 営業所一覧表

④ 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

⑤ 登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

⑥ 納税証明書（申請時（証明年月日を平成２２年１０月１５日以降とする。）における「法人税」又は「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納の税額がないこと）についての税務官署が発行する証明書：納税証明書（その３）又は同（その３の２）若しくは同（その３の３）をいう）又はその写し

⑦ 財務諸表類（直前２年度分）

⑧ 経営規模等総括表

⑨ 資格審査申請書整理カード

なお、④～⑥の書類については、コピー等による写し（原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限る）でも可とする。

(2) 申請書類用紙及び申請書類作成要領の配布開始時期

平成22年11月1日（月）

(3) 申請書類及び作成要領の配布場所

官 署 名	住 所	電話番号
福岡財務支局（宿舎総括課）	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎本館4階）	(092)411-7281
“ 佐賀財務事務所 （総務課経理係）	佐賀市駅前中央3-3-20（佐賀第2合同庁舎7階）	(0952)32-7161
“ 長崎財務事務所 （総務課経理係）	長崎市昭和3丁目256-9（長崎地方法務局分室庁舎4階）	(095)843-4311
“ 小倉出張所 （管財課総務係）	北九州市小倉北区域内5-3（小倉合同庁舎4階）	(093)561-0481
“ 佐世保出張所 （管財課総務係）	佐世保市木場田町2-19（佐世保合同庁舎6階）	(0956)23-3185
門司税関（会計課営繕係）	北九州市門司区西海岸1-3-10（門司港湾合同庁舎3階）	050-3530-8324
長崎税関（会計課営繕係）	長崎市出島町1-36	(095)828-8637
福岡国税局（営繕監理官）	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎本館3階）	(092)411-0031

（注）インターネットにより福岡財務支局のホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。

福岡財務支局ホームページURL <http://www.mof-fukuoka.go.jp/>

（調達情報、競争参加資格審査、競争参加者の資格について）

(4) 申請書類受付期間

平成22年12月1日（水）から平成23年1月14日（金）までを集中受付期間（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）とする。

集中受付期間経過後においても随時受け付けるが、その場合には平成23年4月1日以降の入札に間に合わないことがある。

(5) 申請書類受付場所

福岡財務支局（宿舎総括課）、佐賀・長崎財務事務所（総務課経理係）、小倉・佐世保出張所（管財課総務係）

6. インターネットによる申請方法（建設工事のみ）

(1) 申請書の入手

① 平成22年11月1日（月）から平成22年11月30日（火）までの間に、下記ホームページアドレスへアクセスしてパスワードを請求する。

※建設工事の競争参加資格審査申請URL <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

② 入手したパスワードを用いて、平成22年11月1日（月）から平成23年1月14日（金）までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして取得する。

(2) 申請書の提出

上記(1)で取得した入力プログラムを用いて作成した申請データを、平成22年12月1日(水)から平成23年1月14日(金)までの間に、上記(1)のホームページアドレスへアクセスし、パスワードを用いて送信する。

この場合において、添付書類として証明年月日を平成22年10月15日以降とする国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式納税証明書(その3)、納税証明書(その3の2)、又は別紙第9号書式納税証明書(その3の3)(以下「納税証明書その3等」という。)のいずれかを下記送付先にファクシミリにより、或いは、証明年月日を平成22年10月15日以降とする「納税証明書その3等」を上記プログラムから送信するものとする。

なお、添付書類中の「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるもののみを有効な添付書類とするほか、集中受付期間内に「納税証明書その3等」が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかったものとする。

○送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク (ファクシミリ番号: 082-502-9112)

システム稼働時間は平日の9:00から17:00までとなっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(平成22年12月29日(水)~平成23年1月3日(月))の終日及び平日の17:00から9:00の間は運休する。

7. 申請書等に使用する言語等

- (1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

8. 申請者への資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知(郵送)する。

インターネット方式により申請した場合についても、「等級決定通知書」は郵送することとなるので注意すること。

9. 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。なお、集中受付により資格を付与される日は、原則、平成23年4月1日とする。

(2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年中に平成25・26年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10. その他

- (1) 当局に申請書類(契約の種類: 建設工事及び測量等)を提出し、決定された資格は、北九州地区内にある

財務省関係機関（福岡財務支局・門司税関・長崎税関・福岡国税局）に対して有効である。

- (2) 北九州地区以外の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、北九州地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。
- (3) インターネットの使用により建設工事の申請ができない場合
- ① 申請者が建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
 - ② 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以降のもので経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合
 - ③ 申請者が経常建設共同企業体として申請する場合
 - ④ 事業協同組合で特例計算を希望する場合
 - ⑤ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合
 - ⑥ 合併会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）
 - ⑦ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、競争参加資格の再認定を受けていない場合
 - ⑧ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合
- (4) 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

資格

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度において財務省関係機関（財務省本庁・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争参加者の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
平成22年10月29日
審査部局長

審査部局長	湯美 恭弘
北海道財務局長	憲昭 憲昭
東北財務局長	関部 卓也
関東財務局長	森川 芳司
北陸財務局長	香山 正喜
東海財務局長	坂本 正喜
近畿財務局長	山崎 龍一
中国財務局長	吉村 京一
四国財務局長	井川 正人
九州財務局長	裕昌 裕昌
福岡財務支局長	有働 忠明

◎調達機関番号 015
◎所在地番号 01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

1 契約の種類及び業種の区分
競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

- （掲載の順序 契約の種類：業種の区分）
- (1) 建設工事（総合建設工事）：
1 土木一式工事 2 建築一式工事
3 大工工事 4 左官工事 5 石工事 6 電気工事 7 管工事 8 瓦工工事 9 鉄骨造物工事 10 鉄筋工事 11 舗装工事 12 しゅんせつ工事 13 板金工事 14 ガラス工事 15 塗装工事 16 防水工事 17 内装仕上工事 18 機械器具設置工事 19 熱絶縁工事 20 電気通信工事 21 造園工事 22 さく井工事 23 建具工事 24 水道施設工事 25 消防施設工事 26 清掃施設工事 27 その他
- (2) 測量・建設コンサルタント等：
1 測量 2 建築士事務所 3 建設コンサルタント 4 地質調査 5 補償コンサルタント 6 土地家屋調査 7 計量証明 8 その他

2 申請の時期

平成22年12月1日から平成23年1月14日までを集中受付期間とする（郵送による場合は当日消印有効）。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除くものとする。

なお、上記期間以降において受付を行うが、平成23年4月1日以降の入札に合わない場合もあるもので、留意すること。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
① 持参又は郵送による申請 各財務（支）局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、別記1に掲げる配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に配布する。
また、インターネットにより各財務（支）局ホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。
② インターネットによる申請（建設工事のみ） 別記2のホームページへ平成22年11月30日までの間にパスワードを請求し、その入手したパスワードを用いて平成22年11月1日から平成23年1月14日までの間に申請用データを作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
- (2) 申請書の提出方法
① 持参又は郵送による申請 各財務（支）局単位で付与する競争参加資格は、各財務（支）局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、持参又は郵送（但し普通郵便とする。）による申請者（建設工事の申請者が経営建設共同企業体の場合にあっては、その代表者）は、申請書に持参又は郵送による申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記1に掲げる提出場所のうちのいずれか1カ所に提出することとする。
- ② インターネットによる申請（建設工事のみ） インターネットを使用して建設工事の競争参加資格を申請する者は、3の(1)の②で得た入力プログラムを用いて作成した申請データを、平成22年12月1日から平成23年1月14日までの間に別記2のホームページアドレスへアクセスし、パスワードを用いて送信するものとする。この場合に

において、添付書類として証明年月日を平成22年10月15日以降とする国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式納税証明書（その3）、納税証明書（その3の2）、又は別紙第9号書式納税証明書（その3の3）（以下「納税証明書その3等」という。）のいずれかを別記4に掲げる送付先にファクシミリにより、或いは、証明年月日を平成22年10月15日以降とする「納税証明書その3等」を上記プログラムから送信するものとする。

なお、添付書類中の「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、鮮明であるもののみを有効な添付書類とするほか、集中受付期間内に「納税証明書その3等」が送信されない場合には、送信された申請用データは受理できなかったものとする。

- (3) ① 契約の種類 建設工事
(a) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
(b) 工事経歴書
(c) 営業所一覽表
(d) 納税証明書その3等又はその写し（経営建設共同企業体協定書の写し（経建建設共同企業体による場合に限る。））
(e) 通称組合証明書の写し（官公需連絡組合による場合に限る。）
(f) 企業集団及び企業集団に属する建設業者等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
(g) 企業集団及び企業集団に属する建設業者等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
(h) 企業集団及び企業集団に属する建設業者等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
(i) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(j) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(k) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(l) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(m) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(n) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(o) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(p) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(q) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(r) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(s) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(t) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(u) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(v) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(w) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(x) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(y) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）
(z) 合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限り、）

- (k) 財務諸書類（直前2年度分）
平成21・22年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の(1)～(n)の書類を合わせて添付するものとする。
(1) 更生手続等開始の決定書の写し
(2) 貸借対照表及び損益計算書
(3) 更生手続等開始の決定時に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
(4) 契約の種類 測量・建設コンサルタント等
(a) 測量等実績調査書
(b) 技術者経歴書
(c) 営業所一覽表
(d) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
(e) 登録証明書等又はその写し（各種登録規則等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）
(f) 納税証明書その3等又はその写し
(g) 財務諸書類（直前2年度分）
(4) 申請書等の作成に用いる言語等
① 申請書及び財務諸書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
② 添付書類のうち金額欄については、出納官更事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
4 競争に参加することができない者
(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
(2) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく低くする不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

⑥ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑦ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による競争事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号）という。）第1号の2に規定する審査基準日（一般競争（指名競争）参加資格の申請をする日の1年7月前の日以後のもの。）を受け付けていない者（ただし、「物品の製造・販売業者等」のうち、「屋工事」、「厨房工事」、「衛生施設等の工事」に準ずる行為を行う者）又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く）

⑧ ③に記載する審査を受けている者のうち、③(2)に掲げるいずれの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評価値通知を受けていない者

5 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記1の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計をもつて行うものとする。

(2) 競争に参加できる者の資格は、上記1の合計点により別記3の区分(1)に基づいて格付けをする。

(3) 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記3に掲げる範囲（別記3の1～3の(2)をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記3に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

6 資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。

なお、集中受付により資格を付与される日は、原則、平成23年4月1日とする。

(2) 有効期間の更新手続 上記(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成24年中に平成25・26年度の資格審査の公示を予定しているもので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

別記1の申請書の配布及び提出場所と同じ。

9 その他

(1) 申請書類（契約の種類：建設工事及び測量等）を提出し、決定された資格は、申請書を提出した財務（支）局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）に対して有効である。

(2) 一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区の財務省関係機関において資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代えて「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。

(3) インターネットの使用により建設工事の申請ができないうち、次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により建設工事の申請ができないものとする。

① 申請者が建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する競争事項審査を受けていない場合

② 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた競争事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以後のもので、競争事項審査の総合評価値通知を受けていない場合

③ 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた競争事項審査の審査基準日が平成21年6月30日以後のもので、競争事項審査の総合評価値通知を受けていない場合

④ 事業協同組合で特別計算を希望する場合

⑤ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

⑥ 合併会社等、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

⑦ 申請者が会社更生法に基づき更生手続開始決定又は民事再生法に基づき更生手続開始決定を受けたものである場合において、競争参加資格の再認定を受けていない場合

⑧ 申請者がグループ経営事項審査又は特殊会社化競争事項審査を受けている場合

(4) 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）

別記1 申請書の配布及び提出場所

「掲載順序 (1)都道府県名 (2)配布及び提出場所 (3)所在地」

1 北海道地区（北海道財務局管轄区域）

(1) 北海道

(2) 北海道財務局管財部第1統括固有財産管理官

(3) 〒060-8579 札幌市北区北八条西2丁目札幌第1合同庁舎

(2) 函館財務事務所管財課

(3) 〒040-0032 函館市新川町25-18函館地方合同庁舎

(2) 旭川財務事務所管財課

(3) 〒078-8503 旭川市宮前通東4155-31旭川地方合同庁舎

(2) 釧路財務事務所管財課

(3) 〒085-8649 釧路市幸町10丁目3釧路地方合同庁舎

(2) 帯広財務事務所管財課

(3) 〒080-0015 帯広市西五条南6丁目

(2) 北海道財務局小樽出張所管財課

(3) 〒047-0007 小樽市港町5-2小樽地方合同庁舎

(2) 北海道財務局北見出張所管財課

(3) 〒090-0018 北見市青葉町6-8北見地方合同庁舎

2 東北地区（東北財務局管轄区域）

(1) 青森県

(2) 青森財務事務所総務課経理係

(3) 〒030-8577 青森市新町2-4-25青森合同庁舎

(1) 岩手県

(2) 盛岡財務事務所総務課経理係

(3) 〒020-0023 盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎

(1) 宮城県

(2) 東北財務局総務部会計課経理係

(3) 〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎

(1) 秋田県

(2) 秋田財務事務所総務課経理係

(3) 〒010-0951 秋田市山王7-1-4秋田第2合同庁舎

(1) 山形県

(2) 山形財務事務所総務課経理係

(3) 〒990-0041 山形市緑町2-15-3

(1) 福島県

(2) 福島財務事務所総務課経理係

(3) 〒960-8018 福島市松木町13-2

3 関東地区（関東財務局管轄区域）

(1) 茨城県

(2) 水戸財務事務所総務課経理係

(3) 〒310-8566 水戸市北見町1-4

(1) 栃木県

(2) 宇都宮財務事務所総務課経理係

(3) 〒320-8532 宇都宮市桜3-1-10

(1) 群馬県

(2) 前橋財務事務所総務課経理係

(3) 〒371-0026 前橋市大手町2-10-5前橋合同庁舎

(1) 埼玉県

(2) 関東財務局総務部会計課経理係

(3) 〒330-9716 さいたま市中央区新都心1-1-1さいたま新都心合同庁舎1号館

(1) 千葉県

(2) 千葉財務事務所総務課経理係

(3) 〒260-8807 千葉市中央区椿森5-6-1

(1) 東京都

(2) 東京財務事務所総務課経理係

(3) 〒113-8553 文京区湯島4-6-15湯島地方合同庁舎

(1) 神奈川県

(2) 横浜財務事務所総務課経理係

(3) 〒231-8412 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎

(1) 新潟県

(2) 新潟財務事務所総務課経理係

(3) 〒951-8114 新潟市中央区営所通二番町692-5新潟財務総合庁舎

(1) 山梨県

(2) 甲府財務事務所総務課経理係

(3) 〒400-0024 甲府市北口1-4-10

(1) 長野県

(2) 長野財務事務所総務課経理係

(3) 〒380-0846 長野市旭町1108長野第2合同庁舎

4 北陸地区（北陸財務局管轄区域）

(1) 富山県

(2) 富山財務事務所総務課経理係

(3) 〒930-8554 富山市内丸の内1-5-13富山丸の内合同庁舎

- (1) 石川県
(2) 北陸財務局会計課経理係
(3) 〒921-8508 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
- (1) 福井県
(2) 福井財務事務所総務課経理係
(3) 〒910-8519 福井市永永2-4-10
- 5 東海地区(東海財務局管轄区域)
(1) 岐阜県
(2) 岐阜財務事務所総務課
(3) 〒500-8716 岐阜市金蔵町5-13岐阜合同庁舎
- (1) 静岡県
(2) 静岡財務事務所総務課
(3) 〒420-8636 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
- (2) 静岡財務事務所沼津出張所管財課
(3) 〒410-0831 沼津市市場町9-1沼津合同庁舎
- (1) 愛知県
(2) 東海財務局管財部宿舎総括課
(3) 〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1
- (1) 三重県
(2) 津財務事務所管財課
(3) 〒514-8560 津市桜橋2-129
- 6 近畿地区(近畿財務局管轄区域)
(1) 滋賀県
(2) 大津財務事務所管財課宿舎班
(3) 〒520-0037 大津市御陵町3-5
- (1) 京都府
(2) 京都財務事務所管財課宿舎班
(3) 〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12京都第2地方合同庁舎
- (2) 京都財務事務所舞鶴出張所統括国有財産管理官業務3班
(3) 〒625-0036 舞鶴市字浜3-1
- (1) 大阪府
(2) 近畿財務局管財部宿舎技術調整官契約班
(3) 〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館
- (1) 兵庫県
(2) 神戸財務事務所管財課宿舎班
(3) 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎

- (1) 奈良県
(2) 奈良財務事務所管財課宿舎班
(3) 〒630-8213 奈良市登大路町81奈良合同庁舎
- (1) 和歌山県
(2) 和歌山財務事務所管財課宿舎班
(3) 〒641-0044 和歌山市今福1-3-35
- 7 中国地区(中国財務局管轄区域)
(1) 鳥取県
(2) 鳥取財務事務所管財課
(3) 〒680-0845 鳥取市富安2-89-4鳥取第1地方合同庁舎
- (1) 島根県
(2) 松江財務事務所管財課
(3) 〒690-0841 松江市向島町134-10松江地方合同庁舎
- (1) 岡山県
(2) 岡山財務事務所管財課
(3) 〒700-8555 岡山市北区桑田町1-36岡山地方合同庁舎
- (2) 岡山財務事務所倉敷出張所管財課
(3) 〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-2
- (1) 広島県
(2) 中国財務局管財部宿舎総括課
(3) 〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎第4号館
- (2) 中国財務局呉出張所管財課
(3) 〒737-0028 呉市幸町6-6
- (1) 山口県
(2) 山口財務事務所管財課
(3) 〒753-8526 山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎
- (2) 山口財務事務所下関出張所管財課
(3) 〒750-0025 下関市竹崎町4-6-1下関地方合同庁舎
- 8 四国地区(四国財務局管轄区域)
(1) 徳島県
(2) 徳島財務事務所総務課経理係
(3) 〒770-0941 徳島市万代町3-5徳島第2地方合同庁舎
- (1) 香川県
(2) 四国財務局総務部会計課経理係
(3) 〒760-8550 高松市中野町26-1
- (1) 愛媛県
(2) 松山財務事務所総務課経理係
(3) 〒790-0808 松山市若草町4-3松山若草合同庁舎
- (1) 高知県
(2) 高知財務事務所総務課経理係
(3) 〒780-0842 高知市追手筋2-7-3

- 9 北九州地区(福岡財務支局管轄区域)
(1) 福岡県
(2) 福岡財務支局管財部宿舎総括課
(3) 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎本館
- (2) 福岡財務支局小倉出張所管財課総務係
(3) 〒803-0813 北九州市小倉北区城内5-3小倉合同庁舎
- (1) 佐賀県
(2) 佐賀財務事務所総務課経理係
(3) 〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第2合同庁舎
- (1) 長崎県
(2) 長崎財務事務所総務課経理係
(3) 〒852-8145 長崎市昭和3-256-9
- (2) 長崎財務事務所佐世保出張所管財課総務係
(3) 〒857-0041 佐世保市木場町2-19佐世保合同庁舎
- 10 南九州地区(九州財務局の管轄区域のうち、福岡財務支局の管轄区域を除いた区域)
(1) 熊本県
(2) 九州財務局管財部宿舎総括課
(3) 〒860-8585 熊本市二の丸1-2熊本合同庁舎(平成22年12月24日まで)
- 〒860-8585 熊本市春日2-10-1熊本地方合同庁舎(平成22年12月27日から)
- (1) 大分県
(2) 大分財務事務所管財課
(3) 〒870-0016 大分市新川町2-1-36大分合同庁舎
- (1) 宮崎県
(2) 宮崎財務事務所管財課
(3) 〒880-0805 宮崎市橘通東3-1-22宮崎合同庁舎
- (1) 鹿児島県
(2) 鹿児島財務事務所管財課
(3) 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21鹿児島合同庁舎
- (2) 鹿児島財務事務所名瀬出張所統括国有財産管理官
(3) 〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1名瀬合同庁舎

別記2 建設工事の競争参加資格審査申請用インターネット受付専用ホームページURL
<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

別記3 業種別等級区分及び予定価格の範囲
[掲載順序 業種の区分 (1)付与数値:等級 (2)予定価格の範囲]

- 1 建設工事(総合建設工事)
(1) 1,250以上 : A
1,100以上 1,250未満 : B
850以上 1,100未満 : C
850未満 : D
(2) A : 72,000万円以上 72,000万円未満
B : 30,000万円以上 30,000万円未満
C : 6,000万円以上 6,000万円未満
D : 6,000万円未満
- 2 建設工事(総合建設工事以外の工事)
(1) 900以上 : A
700以上 900未満 : B
700未満 : C
(2) A : 1,500万円以上 1,500万円未満
B : 500万円以上 1,500万円未満
C : 500万円未満
- 3 測量・建設コンサルタント等
(1) 145以上 : A
85以上 145未満 : B
30以上 85未満 : C
(2) A : 1,000万円以上 1,000万円未満
B : 350万円以上 1,000万円未満
C : 350万円未満
- 別記4 送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク フォークシミリ番号082-502-9112
- 競争参加者の資格に関する公示
平成23・24年度の文部科学省における建設工事の契約に係る一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成22年10月29日
文部科学省大臣官房文教施設企画部長 辰野 裕一
- ◎調達機関番号 016 ◎所在地番号 13
1 工事種別
建設工事の工事種別は、次のとおりとする。
一式工事 : 土木一式工事、建築一式工事
一式以外工事 : 大工工事、左官工事、とび・土・工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ぼて工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事